

## 第1回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

## 1 開催日時

平成15年10月2日（木）午後1時30分～午後4時05分

## 2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

## 3 出席者

（委員・五十音順）

柏木徹委員，重吉孝一郎委員，高取憲一郎委員，竹本芳宏委員，福田忠司委員，松尾昭彦委員，三田三香子委員，安田寿朗委員，矢本忠嗣委員，渡部晃治委員（事務担当者）

木村淳一事務局長，筒井保総務課長（司会），五十嵐康夫課長補佐（書記）

## 4 議題

- (1) 委員長選出
- (2) 鳥取家庭裁判所委員会規約について
- (3) 各委員から事前に提出された質問等について
- (4) 次回の開催について

## 5 議事

- (1) 鳥取家庭裁判所長あいさつ
- (2) 各委員の紹介
- (3) 委員長選出及び職務代理者の指名  
委員長に重吉委員を選任（発言要旨は別紙1のとおり）  
委員長が職務代理者として松尾委員を指名
- (4) 鳥取家庭裁判所委員会規約を決めた（発言要旨は別紙2のとおり）。
- (5) 各委員から事前に提出された質問（鳥取家庭裁判所の最近の裁判内容，裁判に要する費用，裁判所の広報，本委員会の委員の男女比）について，重吉委員長，松尾委員及び木村事務局長から説明した。
- (6) (5)に関連した意見等（発言要旨は別紙3のとおり）
- (7) 次回委員会は，鳥取地方裁判所委員会との合同開催  
開催日時 平成16年2月6日（金）午後1時30分

以上



(別紙1)

委員長選任発言要旨

- 委員会規約については、委員長に制定権があるところ、委員長が選任されていない段階で、事務局から案が提出されるのは不自然と考える。この点も含め、本日、意見書を提出した。裁判所委員会は、国民の司法参加として設置される極めて重要なものであり、裁判所からの諮問に応じ、裁判所に意見を述べる委員会なのであるから、委員長には、裁判所関係者以外から選任された方がいいのではないかと考える。家庭裁判所と全般的に関わりが深い私を委員長にということであれば、引き受ける準備はある。
- 司法に明るい方でないと委員長の職責は果たせないと思う。
- 一般論から言えば、裁判所関係者以外の委員が委員長になるということになるだろうが、この委員会は司法に明るい方がいいのではないか。
- 委員会は、裁判所の運営に関して意見を述べるのであるから、裁判所関係者が委員長になった方が、委員会の意見をより良く反映させていただけるとは思わないか。
- 裁判所関係者となると、弁護士も関係者に含まれると思うが、委員会と裁判所との橋渡しという点から、裁判所の人の方が委員長になるものと理解している。
- 役職に関わらず、全員が委員長の候補者だと思う。発足して最初であるので、委員長には重吉委員がいいと思う。
- 委員会の準備の点からも、委員長には重吉委員がいいと思う。

(全委員) 委員長に重吉委員を選任

以 上

(別紙 2)

鳥取家庭裁判所委員会規約制定発言要旨

<規約の制定について>

- 規約については、意見を交換した上で、次回の冒頭で制定すれば足りるのではないか。例えば、委員の数や構成について、委員会の意見を尊重するという内容を盛り込むとか、議題の設定や開催回数、委員からの委員会招集請求、公聴会について意見交換をしてはどうか。

他の委員 本日規約を制定することに異論なし

<規約の内容について>

委員長 規約(案)では、3分の1の委員が請求した場合は委員会を開催する旨の条項があるが、委員の必要数が多すぎるので、4分の1としてはどうか。

(全委員) 異論なし

- 規約の改正について、委員会の意見と委員長の意見とが異なった場合、どちらが優先するのか。

委員長 私の理解では、委員会の意見が優先するものと考えている。

<委員会の公開について>

委員長 委員会の公開について、委員会に残す議事概要については発言者名を記載するが、ホームページで一般に公開する議事概要については発言者名は記載しないことを考えているが、いかがか。

- 議事概要で委員名を公開するのであるから、発言した委員名も公開しても構わないと思う。
- 各委員が自分の全責任をかけて発言してもらおうという意味で、発言者名も公開した方がいいと思う。
- 議事概要なのであるから、誰がどういう発言をしたかまで記載する必要はなく、したがって、委員名も不要と思う。
- 発言者名が記録に残ると、その発言自体が一人歩きしてしまう可能性がある。

(全委員) 委員長提案のとおり

委員長 議事を報道機関に公開することについては、いかがか。

- 委員会が相当と認めるときは、報道機関以外にも議事を公開するとしてはどうか。
- 議事を一般にも公開することには賛成である。一般に公開しても、自由に意見を言えない委員はいないであろう。
- 委員長が委員会に諮って、委員会が相当と認めれば、議事を一般に公開してもいいのではないか。
- 委員会の透明性も大事なことであるが、自由な意見交換をすることの方が、より大事だと思う。一般への公開は、自由な意見交換の妨げになる可能性があるのではないか。

委員長 一般の傍聴については、どなたが来られるか、どれだけの人が来られるかわからない。部屋の大きさの問題もある。また、原則公開としてしまうと、先に傍聴者が来られ、その段階では委員会開催前なので、入室を断れないという問題がある。

- 議事を一般にも公開することになれば、どういう人が傍聴するかわからない。何らかの事故が起こる可能性があるのではないかということも考える必要があると思う。

委員長 報道機関以外への議事の公開については、委員会が相当と認めるときは、報道機関以外の人にも委員会の議事を公開するとしてはどうか。

(全委員) 異論なし

以 上

## (別紙3)

## 事前に提出された質問等に関連した意見等

- 裁判所委員会委員の女性比率について、女性が多い推薦母体としては、心理職や福祉職関係、人権擁護委員会等が考えられるのではないか。
- 事件の取扱いに関するパンフレットやリーフレットについては、裁判所の地図を入れるとかの工夫が必要ではないか。
- 児童虐待に関する事件等、家庭裁判所には特殊な役割がある。それをコンパクトにまとめていただいて、アナウンスしていただきたい。また、調停委員の高齢化等、裁判所が困っている問題についても紹介していただきたい。
- 裁判所では、「事件」という名称が使われており、家事事件でも「事件本人」という表現がある。事件を起こしたわけではないのだから、表現を変えるべきではないか。
- 私も同意見であるが、「事案」としてはどうか。
- 鳥取独自の広報について、予算を求めることができないか。
- 海外で家庭裁判所の役割をしている機関について、紹介していただきたい。

以 上